

2013年7月28日

〒151-8578 東京都渋谷区代々木2-2-2
東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）
代表取締役社長 富田哲郎様
鉄道事業本部長 柳下尚道様

〒060-8644 北海道札幌市中央区北11条西15丁目1-1
北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）
代表取締役社長 野島 誠 様
鉄道事業本部長 豊田 誠 様

〒 [REDACTED] 東京都足立区 [REDACTED]
半沢一宣（自筆署名・捺印）

「スーパー白鳥号」における車内販売員の簡易運転台使用の禁止を求める要望書

拝啓 時下ますますご盛業のこととお喜び申し上げます。

私は、今月15日（月曜日、海の日）の「スーパー白鳥34号」に乗車した者です。

このとき、標記の件について疑問を感じましたので、同列車の運行に関わる各社の見解をご教示いただきたく、お便りさしあげます。

私は、上記「スーパー白鳥34号」の函館駅発車前に789系電車の車内設備を観察していたとき、4号車の業務用室（構内入換用の簡易運転台）に、商品を積んだ車内販売のワゴンが収容されているのを目撃しました（添付写真を参照）。

また、この列車に乗務していた株式会社日本レストランエンタプライズ（以下「NRE」といいます）の車内販売員（営業放送のとき「[REDACTED]」と名乗っていました）が、1号車の車内販売準備室に出入りする際、南京錠ではなく、運転士や車掌が持っているのと同じ業務用の鍵（部内用語で言うところの「忍錠」）を使っていたのも目撃しました。

当日は3連休の最終日ということで、自由席である2・3号車の混雑が予想されたため、車内販売準備室がある1号車からでは4～8号車までの指定席へ販売に行けなくなる事態を避ける目的で、車内販売員が函館駅発車前にワゴンを4号車まで移動させておいたのだろうと推察されました。

しかし、車内販売員が業務用室にワゴンを仮置きすることについては、ワゴンが誤って業務用室内の運転用の機器に触れてしまうと、予期せぬ車両故障や運転事故の原因になるというリスクを孕んでいます。

私は、NREの乗務員にはこういう運転事故の未然防止に係る認識が欠けているのではないかと、疑問に思ったわけです。

別の問題として、車内販売の乗務員は運転業務に携わる訳でもないのに、運転用の設備にも出入りできる忍錠の所持・使用を認めることが、果たして適切なのかという疑問もあります。

この忍錠とは、新幹線用と在来線用とで形状は異なるものの、新幹線・在来線ごとに全

車両の全設備（トイレや多目的室など乗客用の設備を含む）に共通の合鍵であるはずで

ずです。JR東日本管内の秋田新幹線では、NREの車内販売乗務員がこの忍錠を使い、本来は乗客のための設備であるはずの多目的室を車内販売の商品置き場として流用するという、不適切な運用方が長年にわたり常態化していたことが、最近になって判明しています。

この件について、私は最近JR東日本から「ワゴン販売を担当している車内販売員は多目的室の鍵は所持しておりません」とのご回答を頂戴しておりました。しかし、秋田新幹線と津軽海峡線という線区の違いはあるものの、それが事実と反する回答だったことが、今回の「スーパー白鳥」の事例によって確認できたわけです。

こうしてみると、NREの車内販売乗務員たちは「自分たちは列車乗務員なのだから、列車内の設備は多目的室でも簡易運転台でも、どこでも自由に使えて当然」という驕った意識に毒されているのではないかと、私には思われてならないのです。

折しも、最近JR北海道では特急形ディーゼル車両でのトラブルが続発し、運転保安に対する世間の目が厳しくなっています。そうした中で、NREの車内販売員が運転用設備（簡易運転台）を不適切に使用したことに起因する運転事故が発生してしまったら、信頼回復がますます困難になるだけでなく、鉄道からクルマへの「逆モーダルシフト」による地球環境問題の悪化さえ誘発するのではないかと、私には案じられてなりません。

以上の理由から、私は、JR東日本とJR北海道の両社に、NREに対して以下の措置を講じることを要望します。

1. 車内販売員が業務用室（簡易運転台などの運転用設備）に立ち入ったり、ワゴンを仮置きしたりしてはいけない理由について、NREの全社員に周知・教育を行うこと。
2. NREの社員が乗務する、「スーパー白鳥」「(スーパー)こまち」以外を含むすべての線区・列車について、同社の乗務員が車内設備を不適切に使用している事例が他にも無いかどうか、総点検を実施すること。
3. NREの列車乗務員（新幹線・在来線とも）全員から忍錠を没収すること。
4. 上記の没収後に忍錠を使用した乗務員が現れた場合には、乗務停止などの懲戒処分の対象とすること。
5. 複数の車内販売乗務員が、簡易運転台や多目的室などの車内設備を不適切に使用していたことについて、自己批判と再発防止策を含めた社会全体へ向けた「お詫び」を、NREのホームページで公表するよう命じること。

何かとご多忙のおり誠に恐縮ですが、上記の要望項目についての各社の見解と（これらの措置を行わない（行えない）のであればその具体的な理由も）、各社がNREに対して行った指導内容の詳細などにつきまして、本年8月10日（土曜日）までに書面にてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。電話でのご回答は、拙宅の電話が家庭の事情でつながりにくいなどのため、各社にもご迷惑をおかけしてしまうおそれがございますので、ご遠慮いただければ幸いです。

なお、本状と各社からの回答内容につきましては、新幹線・特急列車のバリアフリー化の進捗状況に関連する情報として、私が所属する交通権学会その他の場で報告・公表させていただく場合がございますことを、あらかじめご了承願います。

末筆ながら、各社の今後ますますのご発展と無事故をお祈りしております。

敬具

2013年7月28日：JR東日本およびJR北海道あて
『スーパー白鳥号』における車内販売員の簡易運転台使用の禁止を求める要望書

記事 レターパック追跡番号と配達完了日および配達郵便局
JR東日本宛て 第1263-2383-1082号
平成25（2013）年7月29日
代々木郵便局にて配達完了
JR北海道宛て 第1263-2383-1093号
平成25（2013）年7月29日
札幌中央郵便局にて配達完了

2013年7月28日：JR東日本およびJR北海道あて
『スーパー白鳥号』における車内販売員の簡易運転台使用の禁止を求める要望書



【参考写真1】「スーパー白鳥」用789系電車の4号車の簡易運転台の外観（左）と、同じ簡易運転台を車内の通路から見た様子（右）。右の写真では、カバーを掛けた車内販売用ワゴンが簡易運転台内に収容されているのが、窓ガラス越しに見える。2013年7月15日（月曜日、海の日）の「スーパー白鳥34号」（モハ789-205）で撮影。

2013年7月28日：JR東日本およびJR北海道あて
『スーパー白鳥号』における車内販売員の簡易運転台使用の禁止を求める要望書



【参考写真2】「スーパー白鳥」用789系電車の1号車の車内販売準備室。NREの乗務員は車内販売準備室では忍錠でなく南京錠を使うことになっているとされているが、この列車では南京錠が使われていない。

2013年7月15日（月曜日、海の日）の「スーパー白鳥34号」（クロハ789-101）で撮影。